

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長

年 月 日付けで申出のありました文書の公開については、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第11条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

1 申出のあった文書の名称 または内容	
2 文書公開申出書收受年月日 および收受番号	年 月 日 收受番号 番
3 延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当部課等	電話 — — 内線